

コロナ新時代における大阪大学の行動ガイドライン

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は大きな山を一つ越えたが、経済活動の再開と共に新規感染者も増加傾向にあり、今後も感染予防と蔓延の防止に努める必要がある。そこで、ワクチンや治療薬、治療法の確立や法規制の変更等により、新型コロナウイルス感染症が季節性インフルエンザ等と同等の扱いとなるまでの間、キャンパス内における感染防止のための行動ガイドラインを以下に記す。

1. 基本的な行動ガイドライン

・ソーシャルディスタンスの考え方

マスク等感染防御をしない状態では、お互いの距離（対人距離）を2m（最低でも1m）以上とること。お互いがマスクを着用している時は、直接触れない程度の対人距離への接近や会話は可能である。

・マスク着用のルール

建物内においては常時着用（特に廊下、エレベータ、階段等の共用部分や複数の人が同時にいる部屋、学内連絡バス車内等）すること。

屋外は、熱中症対策として、対人距離が確保できる場合はマスクを着用する必要は無いが、会話する時や近接する場合、人が多い状況（バス待合場所、食堂近辺等）ではお互いが着用すること。

・手洗いの励行

新型コロナウイルスは界面活性剤（石鹸）に弱いので、石鹸と流水による手洗いを頻繁に行う。石鹸と流水による手洗いが難しい場合、エタノール消毒剤等による手指消毒を行う。

・食事時の感染拡大防止

食事の際は、シールドが無いテーブルでは、対面での着座を避け、可能な限り同じ方向に座ること。食事時の会話は控え、食堂混雑の緩和のために必要最低限の時間で退出すること。

・拭き取り消毒の励行

接触感染防止のため、多数の人が触れる箇所（ドアノブ、机、椅子、共用端末等）は、界面活性剤（マイペット等）による拭取り清掃を適宜行う。

2. 大学業務継続におけるガイドライン遵守の重要性

感染者が発生した場合、感染者（患者）は隔離入院あるいは自宅療養、保健所により判定された濃厚接触者は2週間の自宅待機措置がとられる。

上記ガイドラインは、学内で感染者が発生した場合において、濃厚接触者と判定される者を限局することにより、業務停止や研究室の閉鎖、延いては部局や大学全体の閉鎖を防止することをその目的としている。そのため、ガイドラインの遵守は、学生・教職員等全ての大阪大学構成員に対し、強く求められるものである。

具体的には、下記のような対応をとり、構成員への周知を図るとともに感染蔓延の防止に努める。

- ・上記ガイドラインについて、啓発するポスター（安全衛生管理部から配布したもの、自作も可）等を用いてルールの周知徹底を図る。
- ・講義時にマスク非着用の学生がいる場合は、直ちにマスク着用を指導する。マスクを所持していない場合は自作させる等の対応をとる。
- ・講義時は、マスク着用の上、マイク等を積極的に利用し、大声をださないようにする。